

令和8年第2回上富田町議会臨時会会議録

(第1日)

○開会期日 令和8年5月18日午前8時57分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	山本賢	2番	榎本修士
3番	井浜港斗	4番	正垣耕平
5番	栗田八郎	6番	平田美穂
7番	家根谷美智子	8番	中井照恵
9番	吉本和広	10番	谷端清
11番	松井孝恵	12番	檜木正行

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 笠松昭宏 主幹 山根愛

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	奥田誠	副町長	山本敏章
教育長	泉利明	会計管理者 (会計課長)	檜山裕子
総務課長	十河貴子	総務課副課長	目良大敏
総務課副課長	田中剛	振興課長	芝健治
振興課副課長	山根康生	税務課副課長	角前由紀子
住民課長	笠松由希	住民課副課長	木村弘行
福祉課長	木村陽子	福祉課副課長	小倉一仁
福祉課副課長	出羽正典	長寿課長	吉田忠弘
長寿課副課長	稲本隆志	建設課長	谷本和久

建設課副課長	樫 本 貴 寿	上下水道課長	谷 本 誠
上下水道課 副 課 長	陸 平 将 史	教育委員会 事務局 長	瀬 田 和 哉
教育委員会 事務局副局長	平 岩 晃	教育委員会 事務局 学校 給食センター 所 長	芦 口 正 史

○本日の会議に付した事件

日程第 1 仮議席の指定について

日程第 2 選挙第 5 号 上富田町議会議員の選挙について

追加議事日程

日程第 1 議席の指定について

日程第 2 会議録署名議員の指名について

日程第 3 会期の決定について

日程第 4 選挙第 6 号 上富田町議会副議長の選挙について

日程第 5 選任第 1 号 上富田町議会常任委員会委員の選任について

日程第 6 選任第 2 号 上富田町議会運営委員会委員の選任について

日程第 7 選任第 3 号 上富田町議会広報特別委員会委員の選任について

日程第 8 選挙第 7 号 富田川衛生施設組合議会議員の選挙について

日程第 9 選挙第 8 号 富田川治水組合議会議員の選挙について

日程第 10 選挙第 9 号 公立紀南病院組合議会議員の選挙について

日程第 11 選挙第 10 号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

日程第 12 選挙第 11 号 紀南環境広域施設組合議会議員の選挙について

日程第 13 選出第 1 号 上富田町体育協会理事の選出について

日程第 14 報告第 2 号 令和 7 年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書

日程第 15 報告第 3 号 上富田町水道事業会計建設改良費の繰越について

日程第 16 承認第 2 号 上富田町税条例の一部を改正する条例

日程第 17 承認第 3 号 上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第 18 承認第 4 号 上富田町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

日程第 19 承認第 5 号 令和 7 年度上富田町一般会計補正予算（第 10 号）

日程第 20 議案第 38 号 監査委員の選任について

追加日程第1 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

△開 会 午前8時57分

○議会事務局長（笠松昭宏）

おはようございます。事務局長の笠松です。議会開会まで進行させていただきます。

本臨時会は、一般選挙後の初めての議会です。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

本日の出席議員中、年長の議員は樫木正行議員です。樫木議員は議長席にお願いします。

○臨時議長（樫木正行）

皆さん、おはようございます。ただいまご紹介いただきました樫木正行です。よろしくをお願いします。

地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を行います。議長が決定するまでの限られた時間でございますが、議員各位のご協力によりまして無事任務を果たしたいと思いますので、どうかご協力のほど、よろしくお願いします。

さて、このたびの選挙におきまして、お互いに当選の栄を担って議席を得たわけであり、ここで、改めて自己紹介をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（樫木正行）

異議なしということですので、それでは、山本賢議員より順次自己紹介をよろしくお願いします。

○1番（山本 賢）

皆さん、おはようございます。山本賢です。どうぞよろしくお願いします。

○2番（榎本修士）

おはようございます。榎本修士といいます。今回、初めて議席をいただくことになりました。4年間しっかり頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○3番（井溪港斗）

おはようございます。井溪港斗です。引き続き4年間頑張りますので、よろしくお願いします。

○5番（栗田八郎）

おはようございます。どうも、栗田八郎です。2期目、上富田町のためにしっかり頑張っていきますので、よろしくお願いいたします。

○6番（平田美穂）

おはようございます。平田美穂です。どうぞよろしくお願いいたします。

○４番（正垣耕平）

おはようございます。３期目になりました正垣耕平です。引き続きよろしくお願いいたします。

○７番（家根谷美智子）

おはようございます。家根谷美智子です。引き続きよろしくお願いいたします。

○８番（中井照恵）

おはようございます。新たな４年間、しっかり頑張ってまいりますので、どうかよろしくお願いいたします。中井照恵です。

○９番（吉本和広）

おはようございます。日本共産党の吉本和広です。よろしくお願いします。

○１０番（谷端 清）

おはようございます。谷端清です。どうぞよろしくお願いいたします。

○１１番（松井孝恵）

松井孝恵です。どうぞよろしくお願いします。

○臨時議長（樫木正行）

これで自己紹介を終わります。

ただいまの出席議員は１２名であります。定数に達しておりますので、ただいまから令和８年第２回上富田町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。

議員各位におかれましては、去る４月２６日執行の上富田町議会議員一般選挙におきまして当選の榮に浴されましたことを、心からお喜びを申し上げます。

今後とも議員各位の卓越した見識と豊富なご経験を生かされ、町政運営に幅広くご示唆、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

私も、町民の皆様のご支持を得まして、３期目の町政を担わせていただくこととなりました。町行政に課された様々な案件に、議員各位のご指導とご協力を得て誠心誠意取り組んでまいり所存です。

現在、我が町を取り巻く環境を見渡しますと、比較的安定した社会状況にありますが、全国的に進行する少子高齢化や人口減少の波は、決して他人事ではありません。将来に

わたり、持続可能なまちであり続けるためには、激甚化する自然災害への備えを含め、今あるこの活力を未来へと着実につないでいくため、先見性のある施策が求められています。こうした中、時代の変化を見据え、デジタル技術を最大限に活用するなど、新しい時代の知恵と柔軟な発想を持って課題に向き合ってまいります。

このたび、第5次上富田町総合計画の後期基本計画及び第3期上富田町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。本計画においては、人口減少の克服を将来を見据えた最重要課題と位置づけ、総合戦略を総合計画と一体化させました。今後、この指針に基づき、「明るく豊かで元気なひとづくり・まちづくり」、そして「未来を託す子どもたちが輝くまちづくり」を柱として、全世代が安心して暮らし続けられるまちの実現を目指してまいります。先人たちが築いてこられた豊かな自然と歴史、文化を継承しつつ、「安全・安心・持続可能なまちづくり」を一層力強く推進してまいります所存でございます。

最後になりますが、今後とも町政運営に対し、町民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、議員の皆様と力を合わせ、よりよいまちづくりに邁進してまいります覚悟でございます。議員各位の変わらぬご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

ここで、改選後の初議会でありますので、特別職職員を紹介させていただきます。

副町長の山本敏章です。

○副町長（山本敏章）

副町長の山本です。どうぞよろしくお願いします。

○町長（奥田 誠）

教育長の泉利明です。

○教育長（泉 利明）

教育長の泉です。よろしくお願い申し上げます。

○町長（奥田 誠）

職員につきましては副町長より紹介させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○臨時議長（榎木正行）

副町長より当局の紹介を兼ねて発言を求めておられますので、許可します。

副町長、山本君。

○副町長（山本敏章）

改めまして、おはようございます。

それでは、4月1日付で人事異動を発令しておりますので、本日出席しています職員

全員を紹介させていただきます。

会計管理者、樫山裕子です。

○会計管理者（樫山裕子）

会計管理者の樫山です。よろしくお願いいたします。

○副町長（山本敏章）

総務課課長、十河貴子です。

○総務課長（十河貴子）

総務課長の十河です。どうぞよろしくお願いいたします。

○副町長（山本敏章）

総務課副課長、田中剛です。今回、和歌山県からの出向になります。

○総務課副課長（田中 剛）

総務課副課長の田中です。よろしくお願いいたします。

○副町長（山本敏章）

総務課副課長、目良大敏です。

○総務課副課長（目良大敏）

総務課副課長、目良です。どうぞよろしくお願いいたします。

○副町長（山本敏章）

振興課長、芝健治です。

○振興課長（芝 健治）

振興課長の芝でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副町長（山本敏章）

振興課副課長、山根康生です。

○振興課副課長（山根康生）

振興課副課長の山根です。よろしくお願いいたします。

○副町長（山本敏章）

建設課長、谷本和久です。

○建設課長（谷本和久）

建設課長の谷本です。どうぞよろしくお願いいたします。

○副町長（山本敏章）

建設課副課長、樫本貴寿です。

○建設課副課長（樫本貴寿）

建設課副課長の樫本です。どうぞよろしくお願いいたします。

○副町長（山本敏章）

上下水道課長、谷本誠です。

○上下水道課長（谷本 誠）

上下水道課課長、谷本です。どうぞよろしくお願いいたします。

○副町長（山本敏章）

上下水道課副課長、陸平将史です。

○上下水道課副課長（陸平将史）

上下水道課副課長、陸平です。どうぞよろしくお願いいたします。

○副町長（山本敏章）

続きまして、向かって右側の職員を紹介させていただきます。

教育委員会事務局長、瀬田和哉です。

○教育委員会事務局長（瀬田和哉）

教育委員会事務局長の瀬田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○副町長（山本敏章）

教育委員会事務局副局長、平岩晃です。

○教育委員会事務局副局長（平岩 晃）

教育委員会事務局副局長の平岩と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○副町長（山本敏章）

教育委員会事務局学校給食センター所長、芦口正史です。

○教育委員会事務局学校給食センター所長（芦口正史）

給食センター所長の芦口です。よろしくお願いいたします。

○副町長（山本敏章）

福祉課長、木村陽子です。

○福祉課長（木村陽子）

福祉課課長、木村です。よろしくお願いいたします。

○副町長（山本敏章）

福祉課副課長、小倉一仁です。

○福祉課副課長（小倉一仁）

福祉課副課長の小倉です。よろしくお願いいたします。

○副町長（山本敏章）

福祉課副課長、出羽正典です。

○福祉課副課長（出羽正典）

福祉課副課長の出羽と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○副町長（山本敏章）

住民課長、笠松由希です。

○住民課長（笠松由希）

住民課課長、笠松でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副町長（山本敏章）

住民課副課長、木村弘行です。

○住民課副課長（木村弘行）

住民課副課長、木村です。よろしくお願いします。

○副町長（山本敏章）

長寿課長、吉田忠弘です。今回、昇格であります。

○長寿課長（吉田忠弘）

長寿課長、吉田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○副町長（山本敏章）

長寿課副課長、稲本隆志です。今回、昇格になります。

○長寿課副課長（稲本隆志）

長寿課副課長の稲本です。どうぞよろしくお願いします。

○副町長（山本敏章）

税務課副課長、角前由紀子です。今回、昇格です。

○税務課副課長（角前由紀子）

税務課副課長の角前です。どうぞよろしくお願いします。

○副町長（山本敏章）

なお、税務課長、三浦誠につきましては、本日、体調不良のため欠席となります。

以上、今後ともご指導賜りますようお願いいたします。

○臨時議長（檜木正行）

当局の紹介を終わりました。

△日程第１ 仮議席の指定について

○臨時議長（檜木正行）

日程第１ 仮議席の指定を行います。

議事の進行上、仮議席はただいま着席の議席とさせていただきます。

これより議長選挙に入るわけですが、ご相談を申し上げたいことがありますので、暫時休憩をいたします。

異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（樫木正行）

暫時休憩します。

休憩 午前 9時11分

再開 午前 9時12分

○臨時議長（樫木正行）

再開します。

ただいま休憩中に申合せを確認したとおり、議長、副議長、各常任委員会委員、議会運営委員会委員、特別委員会委員、富田川衛生施設組合議会議員、富田川治水組合議会議員、公立紀南病院組合議会議員、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員、紀南環境広域施設組合議会議員、田辺周辺広域市町村圏組合議会議員、体育協会理事、監査委員など、全ての任期を向こう2年間としたいと思いますが、これに異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（樫木正行）

異議なしと認めます。

そのように決定をいたしました。

△日程第2 選挙第5号

○臨時議長（樫木正行）

日程第2 選挙第5号、上富田町議会議長の選挙について、議題といたします。

事務局より上富田町議会議長選挙についての朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（笠松昭宏）

朗読いたします。

選挙第5号、上富田町議会議長の選挙について。

地方自治法第103条第1項の規定により、上富田町議会議長の選挙を行う。

令和8年5月18日、上富田町議会臨時議長。

以上です。

○臨時議長（樫木正行）

選挙の方法は、指名推薦と単記無記名投票があります。いかがでしょうか。

(「単記無記名」の声あり)

○臨時議長（榎木正行）

単記無記名ということで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長（榎木正行）

異議なしと認めます。

議長選挙は、単記無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○臨時議長（榎木正行）

ただいまの出席議員は12名であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○臨時議長（榎木正行）

念のために申し上げます。

投票は、単記無記名投票であります。

投票用紙の枠の中にご記入をお願いします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○臨時議長（榎木正行）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱点検)

○臨時議長（榎木正行）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票をお願いします。

(議会事務局長点呼、投票)

○臨時議長（榎木正行）

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○臨時議長（榎木正行）

投票漏れはなしと認めます。

これで投票を終了します。

開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番、栗田八郎君、5番、平田美穂さん、両君を指名します。

開票の立会いをお願いします。

(開票)

○臨時議長（榎木正行）

それでは、選挙の結果を報告します。

投票数は12票、これは先ほどの出席議員数に符合しています。そのうち有効投票が12、無効投票がゼロであります。

正垣耕平君7票、谷端清君4票、吉本和広さん1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、正垣耕平君が上富田町議会議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○臨時議長（榎木正行）

ただいま上富田町議会議長に当選されました正垣耕平君が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により告知します。

議長に正垣耕平君が当選されました。議長席にお着き願います。

これをもちまして、私の議長の職務を終了します。ご協力ありがとうございました。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時28分

再開 午前 9時30分

○議長（正垣耕平）

再開します。

ただいま議員各位のご推挙を賜り、上富田町議会議長という重責を担わせていただくことになりました正垣耕平です。誠に光荣であると同時に、その責任の重さに身の締まる思いです。まずは、これまで町政発展のためにご尽力されてこられた歴代議長、諸先輩方、そして議員各位に深く敬意を表しますとともに、ご信任を賜りましたこと心より感謝申し上げます。

地方自治体を取り巻く環境は年々厳しさを増しておりますが、その一方で地域の特色や人のつながり、暮らしの豊かさといった地方だからこそ持つ価値、改めて見直される時代にもなっていると思います。その中で、上富田町はスポーツを軸とした交流人口の拡大や、自然と都市機能のバランス、暮らしやすさなど多くの可能性を持つまちです。こうした地域の強みをしっかり生かしながら、未来に向けた持続可能なまちづくりを進めていくことが、今を預かる私たちの責任であると考えております。

議会に求められる役割も、これまで以上に重要になってきます。多様な町民の声を受け止め、行政との適切な緊張感を保ちながら建設的な議論を積み重ねること、そして町民の皆様にとってより開かれ、信頼される議会であり続けることが必要です。私は議長として、公平・公正な議会運営に努めることはもちろん、議員一人一人が活発に議論できる環境づくりに力を尽くし、まちの未来につながる議会運営に取り組んでまいります。微力ではございますが、職責を全うしてまいり所存でございます。

議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を心よりお願いを申し上げ、就任の挨拶とさせていただきます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時32分

再開 午前 9時34分

○議長（正垣耕平）

再開します。

△日程第1 議席の指定について

○議長（正垣耕平）

日程第1 議席の指定についてを議題とします。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において定めることになっております。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時34分

再開 午前 9時34分

○議長（正垣耕平）

再開します。

それでは、事務局より議席を発表します。

事務局長。

○議会事務局長（笠松昭宏）

発表します。

1 番、山本賢議員、2 番、榎本修士議員、3 番、井溪港斗議員、4 番、正垣耕平議員、5 番、栗田八郎議員、6 番、平田美穂議員、7 番、家根谷美智子議員、8 番、中井照恵議員、9 番、吉本和広議員、10 番、谷端清議員、11 番、松井孝恵議員、12 番、樫木正行議員です。

以上です。

○議長（正垣耕平）

ただいま報告したとおり議席の指定をいたします。

指定した議席にご着席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9 時 35 分

再開 午前 9 時 36 分

○議長（正垣耕平）

再開します。

△日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（正垣耕平）

日程第2 会議録署名議員の指名についてを議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において1番、山本賢君、2番、榎本修士君を指名します。

△日程第3 会期の決定について

○議長（正垣耕平）

日程第3 会期の決定についての件を議題とします。

お諮りします。

本議会の会期は、本日１日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（正垣耕平）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日１日間に決しました。

△日程第４ 選挙第６号

○議長（正垣耕平）

日程第４ 選挙第６号、上富田町議会副議長の選挙についてを議題とします。

事務局より上富田町議会副議長の選挙についてを朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（笠松昭宏）

朗読いたします。

選挙第６号、上富田町議会副議長の選挙について。

地方自治法第１０３条第１項の規定により、上富田町議会副議長の選挙を行う。

令和８年５月１８日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（正垣耕平）

選挙の方法は、指名推選と単記無記名投票があります。いかがいたしますか。

(「単記無記名」の声あり)

○議長（正垣耕平）

単記無記名投票でご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（正垣耕平）

異議なしと認めます。

副議長選挙は、単記無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長（正垣耕平）

ただいまの出席議員は１２名であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○議長（正垣耕平）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（正垣耕平）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長（正垣耕平）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名投票であります。投票用紙の枠の中に記入するようにしてください。お願いします。

ただいまから事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。事務局長。

(議会事務局長点呼、投票)

○議長（正垣耕平）

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（正垣耕平）

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終了します。

開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、井浜港斗君、7番、家根谷美智子君を指名します。

開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長（正垣耕平）

選挙の結果を報告します。

投票総数12票、これは先ほどの出席議員数に符合しています。そのうち有効投票12票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、中井照恵君8票、平田美穂君3票、吉本和広君1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、中井照恵君が上富田町議会副議長に
当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（正垣耕平）

暫時休憩します。

休憩 午前 9時48分

再開 午前 9時49分

○議長（正垣耕平）

再開します。

ただいま上富田町議会副議長に当選されました中井照恵君が議場におられますので、
本席から、会議規則第33条第2項の規定により告知をします。

副議長に中井照恵君がなられました。新副議長さんに就任のご挨拶をお願いしたいと
思います。

○副議長（中井照恵）

このたび皆様のご推挙をいただき、上富田町議会副議長の大役を務めさせていただく
こととなりました。大変光栄に思いますとともに、その責任の重さに身の引き締まる思
いです。微力ではございますが、議長をしっかりとお支えしながら、公平で円滑な議会運
営に努め、町民の皆様に寄り添った議会となるよう精いっぱい取り組んでまいります。
初心と感謝の気持ちを忘れず、一つ一つの課題に誠実に努めてまいりますので、議員各
位並びに執行部の皆様のご指導、ご協力を賜りますよう、どうかよろしくお願い申し上
げます。

簡単ではございますが、副議長就任のご挨拶とさせていただきます。

○議長（正垣耕平）

執行部の方に申し上げます。

これからの議事につきましては、議会の構成についてでありますので、退席をしてい
ただき、構成が終わりましたら再度出席をお願いいたします。

暫時休憩をします。

休憩 午前 9時51分

再開 午前 9時52分

○議長（正垣耕平）

再開します。

△日程第5 選任第1号

○議長（正垣耕平）

日程第5 選任第1号、上富田町議会常任委員会委員の選任についてを議題とします。
常任委員会については、委員会条例により2つの常任委員会となっていますので、よろしく願いいたします。

事務局より朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（笠松昭宏）

朗読いたします。

選任第1号、上富田町議会常任委員会委員の選任について。

上富田町議会委員会条例第7条第3項の規定により、上富田町議会常任委員会委員の選任を行う。

選任すべき数、総務文教常任委員会6名、厚生建設常任委員会6名。

令和8年5月18日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（正垣耕平）

暫時休憩をします。

休憩 午前 9時53分

再開 午前10時07分

○議長（正垣耕平）

再開します。

各常任委員会の皆さん方を事務局より発表します。

事務局長。

○議会事務局長（笠松昭宏）

発表します。

総務文教常任委員会に 2 番、榎本修士議員、5 番、栗田八郎議員、7 番、家根谷美智子議員、9 番、吉本和広議員、10 番、谷端清議員、4 番、正垣耕平議員。

続きまして、厚生建設常任委員会に 1 番、山本賢議員、3 番、井浜港斗議員、6 番、平田美穂議員、8 番、中井照恵議員、11 番、松井孝恵議員、12 番、檜木正行議員。
以上です。

○議長（正垣耕平）

ただいま事務局より発表したとおり、常任委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条の規定により、議長から指名をいたします。

暫時休憩をいたしますので、それぞれの委員会を開催していただき、委員長、副委員長の選出をお願いしたいと思います。

委員会は第 1 委員会室で順次お願いします。初めに総務文教常任委員会、それが終わってから厚生建設常任委員会の順でお願いいたします。

では、暫時休憩をいたします。

休憩 午前 10 時 09 分

再開 午前 10 時 28 分

○議長（正垣耕平）

再開します。

失礼いたしました。暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 28 分

再開 午前 10 時 28 分

○議長（正垣耕平）

再開します。

委員長、副委員長の発表をします。

総務文教常任委員会委員長に 7 番、家根谷美智子君、副委員長に 2 番、榎本修士君。
厚生建設常任委員会委員長に 3 番、井浜港斗君、副委員長に 1 番、山本賢君。

以上のとおり選出されました。よろしくお願いいたします。

△日程第6 選任第2号

○議長（正垣耕平）

日程第6 選任第2号、上富田町議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。
事務局より朗読させます。

○議会事務局長（笠松昭宏）

朗読いたします。

選任第2号、上富田町議会運営委員会委員の選任について。

上富田町議会委員会条例第7条第3項の規定により、上富田町議会運営委員会委員の選任を行う。

選任すべき数、6名。

令和8年5月18日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（正垣耕平）

暫時休憩します。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時31分

○議長（正垣耕平）

再開します。

議会運営委員会委員の皆さん方を事務局より発表します。

事務局長。

○議会事務局長（笠松昭宏）

発表します。

議会運営委員会委員に3番、井浜港斗議員、5番、栗田八郎議員、7番、家根谷美智子議員、8番、中井照恵議員、9番、吉本和広議員、11番、松井孝恵議員。

以上です。

○議長（正垣耕平）

ただいま事務局より発表したとおり、議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条の規定により、議長から指名をいたします。

暫時休憩をします。

委員会を開催していただき、委員長、副委員長の選出をお願いいたします。

休憩 午前 10 時 32 分

再開 午前 10 時 43 分

○議長（正垣耕平）

再開します。

委員長、副委員長の発表をします。

議会運営委員会委員長に 5 番、栗田八郎君、副委員長に 8 番、中井照恵君が選出されました。よろしくお願いいたします。

△日程第 7 選任第 3 号

○議長（正垣耕平）

日程第 7 選任第 3 号、上富田町議会広報特別委員会委員の選任についてを議題とします。

事務局より朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（笠松昭宏）

朗読いたします。

選任第 3 号、上富田町議会広報特別委員会委員の選任について。

上富田町議会委員会条例第 7 条第 3 項の規定により、上富田町議会広報特別委員会委員の選任を行う。

選任すべき数、6 名。

令和 8 年 5 月 18 日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（正垣耕平）

議会広報については、平成 19 年 6 月 14 日付で上富田町議会広報特別委員会規程を定め、6 名の委員で構成する議会広報特別委員会を置くこととしていますので、今回も設置し、議会広報の実施と調査研究を付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

異議なしと認めます。

よって、6名の委員で構成する上富田町議会広報特別委員会を設置し、議会広報の実施と調査研究を付託することに決しました。

お諮りします。

ただいま設置されました議会広報特別委員会の委員の選任は、委員会条例第7条の規定のとおり議長の指名としてもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（正垣耕平）

異議なしと認めます。

議会広報特別委員会の皆さん方を事務局より発表します。

事務局長。

○議会事務局長（笠松昭宏）

発表します。

議会広報特別委員会委員に1番、山本賢議員、2番、榎本修士議員、3番、井浜港斗議員、7番、家根谷美智子議員、8番、中井照恵議員、9番、吉本和広議員。

以上です。

○議長（正垣耕平）

ただいま事務局より発表したとおり、議会広報特別委員の選任については、委員会条例第7条の規定により議長から指名をいたします。

暫時休憩します。

委員会を開催していただき、委員長、副委員長の選出をお願いしたいと思います。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時53分

○議長（正垣耕平）

再開します。

委員長、副委員長の発表をします。

議会広報特別委員会委員長に8番、中井照恵君、副委員長に1番、山本賢君が選出されました。よろしくお願いいたします。

○議長（正垣耕平）

日程第8 選挙第7号、富田川衛生施設組合議会議員の選挙についてを議題とします。
事務局より朗読させます。

○議会事務局長（笠松昭宏）

朗読いたします。

選挙第7号、富田川衛生施設組合議会議員の選挙について。

富田川衛生施設組合同規約第5条第2項の規定により、組合議会の議員の選挙を行う。

選挙すべき数、4名。

令和8年5月18日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（正垣耕平）

暫時休憩します。

休憩 午前10時54分

再開 午前10時55分

○議長（正垣耕平）

再開します。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

富田川衛生施設組合議会議員に 1 番、山本賢君、5 番、栗田八郎君、6 番、平田美穂君、10 番、谷端清君を指名します。

お諮りいたします。

ただいま指名しました方々を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（正垣耕平）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました方々が富田川衛生施設組合議会議員に当選されました。

本席から、会議規則第 33 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

△日程第 9 選挙第 8 号

○議長（正垣耕平）

日程第 9 選挙第 8 号、富田川治水組合議会議員の選挙についてを議題とします。

事務局より朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（笠松昭宏）

朗読いたします。

選挙第 8 号、富田川治水組合議会議員の選挙について。

富田川治水組合規約第 5 条第 2 項の規定により、組合議会議員の選挙を行う。

選挙すべき数、4 名。

令和 8 年 5 月 18 日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（正垣耕平）

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（正垣耕平）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（正垣耕平）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

富田川治水組合議会議員に2番、榎本修士君、7番、家根谷美智子君、9番、吉本和
広君、12番、榎木正行君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました方々を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（正垣耕平）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました方々が富田川治水組合議会議員に当選されました。

本席から、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

△日程第10 選挙第9号

○議長（正垣耕平）

日程第10 選挙第9号、公立紀南病院組合議会議員の選挙についてを議題とします。
事務局より朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（笠松昭宏）

朗読いたします。

選挙第9号、公立紀南病院組合議会議員の選挙について。

公立紀南病院組合規約第6条第1項の規定により、組合議会議員の選挙を行う。

選挙すべき数、2名。

令和8年5月18日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（正垣耕平）

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（正垣耕平）

なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（正垣耕平）

なしと認めます。

よって、議長が指名することにした。

本件については、申合せにより、現議長と、議長が指名した議員をもって充てることになっていますので、よろしくお願いいたします。

指名します。

公立紀南病院組合議会議員に 8 番、中井照恵君、私、4 番、正垣耕平を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました方々を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（正垣耕平）

なしと認めます。

よって、ただいま指名しました方々が公立紀南病院組合議会議員に当選しました。

本席から、会議規則第 33 条第 2 項の規定により当選の告知をします。

△日程第 11 選挙第 10 号

○議長（正垣耕平）

日程第 11 選挙第 10 号、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題とします。

事務局より朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（笠松昭宏）

朗読いたします。

選挙第 10 号、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について。

和歌山県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、広域連合議会議員の選挙を行う。

選挙すべき数、1名。

令和8年5月18日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（正垣耕平）

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことと決しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

本件については、申合せにより現議長をもって充てることになっていきますので、よろしく願いいたします。

それでは、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に私、正垣耕平を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました私、正垣耕平を当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

なしと認めます。

よって、ただいま指名しました私、4番、正垣耕平が和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

本席から、会議規則第33条第2項の規定により告知をします。

△日程第 1 2 選挙第 1 1 号

○議長（正垣耕平）

日程第 1 2 選挙第 1 1 号、紀南環境広域施設組合議会議員の選挙についてを議題とします。

事務局より朗読させます。

○議会事務局長（笠松昭宏）

朗読いたします。

選挙第 1 1 号、紀南環境広域施設組合議会議員の選挙について。

紀南環境広域施設組合議会規約第 5 条の規定により、紀南環境広域施設組合議会議員の選挙を行う。

選挙すべき数、2 名。

令和 8 年 5 月 1 8 日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（正垣耕平）

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

本件については、申合せにより、現議長と厚生建設常任委員長をもって充てることになっておりますので、よろしくお願いします。

指名します。

紀南環境広域施設組合議会議員に 3 番、井溪港斗君、4 番、私、正垣耕平を指名いた

します。

お諮りいたします。

ただいま指名しました方々を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（正垣耕平）

なしと認めます。

よって、ただいま指名しました方々が、紀南環境広域施設組合議会議員に当選しました。

本席から、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

△日程第13 選出第1号

○議長（正垣耕平）

日程第13 選出第1号、上富田町体育協会理事の選出についてを議題とします。

事務局より朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（笠松昭宏）

朗読いたします。

選出第1号、上富田町体育協会理事の選出について。

選出すべき数、2名。

令和8年5月18日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（正垣耕平）

選出についていかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

○議長（正垣耕平）

議長一任の声があります。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（正垣耕平）

なしと認めます。

議長一任とさせていただきます。

上富田町体育協会理事に1番、山本賢君、2番、榎本修士君を指名します。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（正垣耕平）

なしと認めます。

よって、ただいま発表しましたとおり決しました。

報告します。

田辺周辺広域市町村圏組合議会議員につきましては、田辺周辺広域市町村圏組合規約第5条第2項の規定により、議長、正垣耕平、副議長、中井照恵君が組合議員となりますので、報告いたします。

町当局の出席を求めるため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時11分

○議長（正垣耕平）

再開します。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

ただいま議長をはじめ、副議長、各常任委員会委員など議会の構成を決定され、今後の議会活動の体制を整えられましたことは、誠に心強い限りでございます。ここに改めてお喜びを申し上げますとともに、今後の議会運営並びに諸活動に対しまして、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、本臨時会に提出しております諸議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

本臨時会に提出いたします諸議案は、報告が2件、条例の一部改正及び補正予算の専決処分の承認が4件、議案として人事案件1件、合計7件でございます。

報告第2号につきましては、令和7年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書であります。今回、住宅耐震改修事業ほか9件について年度内に事業が完成しなかったため、令和8年度へ4億2,842万6,000円を繰越ししましたので、その繰越明許費について報告するものでございます。

報告第3号につきましては、上富田町水道事業会計建設改良費の繰越しについてであります。今回、上水道事業において、丹田台地区で水道管の布設替えを行っている工事

が年度内に完成しなかったため、令和８年度へ１，０００万円を繰越ししましたことを報告するものでございます。

次の承認第２号、上富田町税条例の一部を改正する条例から承認第５号、令和７年度上富田町一般会計補正予算（第１０号）までの４件につきましては、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分を行いましたので、同法第１７９条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

承認第２号は、上富田町税条例の一部を改正する条例であります。地方税法等の一部を改正する法律が令和８年３月３１日に公布され、一部の規定について同年４月１日に施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、承認第３号は、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。本条例につきましても、地方税法等の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、承認第４号は、上富田町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例であります。今回、地域再生法第１７条の６の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、承認第５号は、令和７年度上富田町一般会計補正予算（第１０号）であります。年度内に事業が完成しなかった２事業につきまして繰越明許費に追加する専決処分を行いましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

次に、議案第３８号は、監査委員の選任についてであります。選任同意方、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上が、本臨時会に提出いたします諸議案の概要であります。詳細につきましては、担当課長並びに副課長より説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

△日程第１４ 報告第２号

○議長（正垣耕平）

これより日程第１４ 報告第２号、令和７年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。

当局より報告内容の説明を求めます。

総務課副課長、目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

よろしくお願いいたします。私からは、報告第２号についてご説明いたします。

１２ページをお願いいたします。

この報告は、令和7年度の繰越明許費について地方自治法施行令第146条の規定に基づき、繰越明許費の繰越計算書を財源内訳とともに報告するものでございます。

報告第2号、令和7年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書。

2款総務費、1項総務管理費、住宅耐震改修事業では、繰越額600万円。3項戸籍住民基本台帳費、番号制度関連システム改修事業では、繰越額380万4,000円。

3款福祉費、3項児童福祉費、物価高対応子育て応援手当給付事業では、繰越額102万円。

6款商工費、1項商工費、かみとんだ地域元気活性化商品券支給事業では、繰越額1億8,840万円。スポーツセンター人工芝撤去事業では、繰越額4,400万円。

7款土木費、2項道路橋梁費、道路メンテナンス事業では、繰越額1,250万円。

8款消防費、1項常備消防費、消防業務委託事業では、繰越額483万7,000円。2項非常備消防費、消防用車両購入事業では、繰越額3,356万5,000円。

9款教育費、2項小学校費、照明設備改修事業では、繰越額1億200万円。3項中学校費、照明設備等改修事業では、繰越額3,230万円。

合計では、4億2,842万6,000円と定めております。

財源内訳につきましては、合計額でご説明いたします。

特定財源では、未収入特定財源として国庫支出金2億3,523万7,000円、地方債1億1,170万円、その他1,200万円、一般財源では、6,948万9,000円と定めております。未収入特定財源その他の1,200万円につきましては、小学校における照明設備改修事業に対し、朝来、生馬、市ノ瀬財産区からそれぞれ400万円、合計1,200万円の繰入金を予定するものでございます。

令和8年5月18日提出、上富田町長奥田誠。

私からの報告は以上でございます。

○議長（正垣耕平）

説明が終わりました。

これより報告第2号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

以上で報告を終わります。

△日程第 15 報告第 3 号

○議長（正垣耕平）

次に、日程第 15 報告第 3 号、上富田町水道事業会計建設改良費の繰越についてを議題とします。

当局より報告内容の説明を求めます。

上下水道課課長、谷本君。

○上下水道課長（谷本 誠）

よろしく願いいたします。私からは、報告第 3 号についてご説明いたします。

13 ページをお願いします。

報告第 3 号、上富田町水道事業会計建設改良費の繰越について。

令和 7 年度上富田町水道事業会計予算において、次のとおり建設改良に要する経費を翌年度に繰り越したので、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により報告する。

令和 8 年 5 月 18 日提出、上富田町長奥田誠。

今回、地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越しにつきましては、配水設備改良事業費における丹田台地区で水道管の布設替えを行っている工事 1 件につきまして、地下埋設物の影響による先行していた工事の遅延により工事着工までに不測の日数を要し、年度内の完成が見込めなくなったため 1,000 万円を繰り越すものでございます。

なお、繰越しを行う 1,000 万円の財源につきましては、企業債で 140 万円、過年度損益勘定留保資金で 860 万円となります。この報告につきましては、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、繰越額の使用に関する計画について報告するものでございます。

○議長（正垣耕平）

説明が終わりました。

これより報告第 3 号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

11 番、松井議員。

○11 番（松井孝恵）

すみません、ちょっと聞き逃しました。地下埋蔵物の影響で遅延という、この地下埋蔵物って何があったんですか。

○議長（正垣耕平）

上下水道課課長、谷本君。

○上下水道課長（谷本 誠）

お答えします。

地下埋設物は、旧の既設の水道管、それと地下に入っている擁壁の構造物が現場のほうに出てきまして、それに対して、水道管の布設替えを行うに当たりまして養生が要ったということで遅延になっております。

以上でございます。

○議長（正垣耕平）

よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

以上で報告を終わります。

午前中はここまでにとどめ、午後１時半まで休憩いたします。

休憩 午前 11時24分

再開 午後 1時27分

○議長（正垣耕平）

再開します。

△日程第１６ 承認第２号～日程第１９ 承認第５号

○議長（正垣耕平）

日程第１６ 承認第２号、上富田町税条例の一部を改正する条例から日程第１９ 承認第５号、令和７年度上富田町一般会計補正予算（第１０号）まで４件を一括議題いたします。

各議案の賛否の際、原則として起立であります。檜木議員より挙手の申出がありますので、これを許可します。

当局より提案理由の説明を求めます。

税務課副課長、角前君。

○税務課副課長（角前由紀子）

よろしくお願いいたします。

私からは、承認第２号から第４号までご説明いたします。

14ページをお願いいたします。

承認第2号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

専決第3号、上富田町税条例の一部を改正する条例。

令和8年5月18日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

専決第3号、上富田町税条例の一部を改正する条例。

上富田町税条例の一部を別紙のように改正する。

令和8年3月31日専決、上富田町長奥田誠。

理由でございます。

地方税法等の一部改正に伴い、上富田町税条例の一部を改正する必要があるためとしてございます。

次のページをお願いいたします。

上富田町税条例の一部を改正する条例。

上富田町税条例の一部改正。

上富田町税条例の一部を次のように改正する。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、本条例につきまして一部改正を行い、同日付で専決処分し、本議会において報告し、承認を求めるものでございます。なお、時間の都合上、改正事項を抜粋させていただき、その他の条文につきましては割愛させていただきますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

主な改正事項につきましては、70ページの一部改正の要旨で説明をさせていただきます。

70ページをお願いいたします。

上富田町税条例の一部改正の要旨でございます。

1、改正の趣旨。

地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布され、一部の規定について、令和8年4月1日に施行されたことに伴い、本条例を改正するとしてございます。

2、改正の内容。

(1) 現下の急激な物価高騰に直面する家計の負担を軽減し、特に子育て世帯やひとり親世帯の自立を継続的に支援するため、所得控除及び非課税基準の整備を行うものでございます。

地方税法等の改正により、個人住民税に係る給与所得控除の最低保障額が現行の６５万円から７４万円に引き上げられます。こちらは、令和９年度分の個人住民税から適用となりますが、引上げ額９万円のうち５万円は２年間の特例措置となっております。また、ひとり親控除の拡充として補助額が現行の３０万円から３３万円に引上げとなります。こちらは、令和１０年度分からの適用となります。そのほか、住宅ローン控除の適用期限について、現行の令和２０年度までから令和２５年度までに延長されます。

次に、（２）自動車取得時の税負担の軽減及び税制の簡素化を図るため、軽自動車税環境性能割を廃止するとともに、これに伴う規定の整理を行うものでございます。

令和８年３月３１日をもって軽自動車税環境性能割が廃止となり、軽自動車取得時の税負担が軽減されます。

続きまして、（３）固定資産税における家屋及び償却資産の免税点について、近年の急激な物価高騰および建築資材、設備価格の上昇に伴い、固定資産の評価額が底上げされている現状を鑑み、非課税の範囲拡大及び事業者における税負担を軽減させるものでございます。

家屋に係る免税点につきましては、２０万円から３０万円に引上げ、償却資産に係る免税点につきましては、１５０万円から１８０万円に引上げとなります。こちらは、令和９年度分の固定資産税から適用となります。

（４）その他、法改正に伴う所要の規定の整理を行うものでございます。

住宅ローン控除の延長等及び軽自動車税環境性能割廃止に伴う減収分につきましては、国からの地方特例交付金により全額補填されることとなっております。

３、施行期日につきましては、令和８年４月１日から施行するとしてございます。ただし、一部の規定につきましては、令和９年１月１日、令和９年４月１日、令和１０年１月１日及び金融商品取引及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の１月１日に施行するとしてございます。

なお、１６ページから２９ページに改正文を、３０ページから６９ページに新旧対照表を添付しておりますので、お目通しのほどよろしく願いいたします。

以上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、承認第３号についてご説明いたします。

７１ページをお願いいたします。

承認第３号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第１７９条第１項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第４号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

令和８年５月１８日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

専決第４号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

令和８年３月３１日専決、上富田町長奥田誠。

理由でございます。

地方税法等の一部改正に伴い、令和８年度以後の年度分の国民健康保険税について、課税限度額の引上げ並びに５割軽減及び２割軽減の基準額の見直しを行うためとしてございます。

次のページをお願いいたします。

上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険税条例の一部改正。

上富田町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和８年３月３１日に公布されたことに伴い、本条例につきまして一部改正を行い、同日付で専決処分し、本議会において報告し承認を求めるものでございます。

改正事項につきまして、８０ページの一部改正の要旨で説明をさせていただきます。

８０ページをお願いいたします。

上富田町国民健康保険税条例の一部改正の要旨でございます。

１、改正の趣旨。

令和８年度以後の年度分の国民健康保険税について、医療保険分における課税限度額の引上げ、新たに子ども・子育て支援金分における課税限度額の設定。並びに５割軽減及び２割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘ずべき金額を引き上げるため、本条例を改正するとしてございます。

２、改正の内容。

（１）課税限度額の見直しでございます。

税負担の公平性の確保を図る観点から、医療保険分について現行の６６万円から６７万円に改正いたします。また、子ども・子育て支援金分については、課税限度額を３万円に設定いたします。

次に、（２）経済動向等を踏まえた軽減判定所得の見直しでございます。低所得者世帯に対する軽減基準の拡充を行うものとなります。

①５割軽減基準額については、対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保

険者数に乗すべき金額を30万5,000円から31万円に改正いたします。つまり、被保険者1人当たり5,000円の基準引上げとなります。②2割軽減基準額についても同様に、被保険者数に乗すべき金額を56万円から57万円に改正いたします。被保険者1人当たり1万円の基準引上げとなります。

3、施行期日につきましては、令和8年4月1日から施行するとしてございます。

ただし、この条例による改正後の上富田町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、従前の例によると定めております。

なお、参考資料としまして、74ページから79ページに新旧対照表を添付しておりますので、お目通しのほどよろしく願いいたします。

以上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、承認第4号についてご説明いたします。

81ページをお願いいたします。

承認第4号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第5号、上富田町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例。

令和8年5月18日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

専決第5号、上富田町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和8年3月31日専決、上富田町長奥田誠。

理由でございます。

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、適用期限の延長を行うためとしてございます。

次のページをお願いいたします。

上富田町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正。

上富田町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の改正は、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が、令和8年3月31日に公布されたことに伴い、本条例につきまして一部改正を行い、同日付で専決処分し、本議会において報告し承認を求めるものでございます。

附則第2項中、令和8年3月31日を令和10年3月31日に改める。

附則、この条例は、令和8年4月1日から施行するとしてございます。

参考資料としまして、次の84ページに新旧対照表を添付しておりますので、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

85ページをお願いいたします。

上富田町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正の要旨でございます。

この条例は、和歌山県地域再生計画において認定を受けた事業者が東京23区にある本社機能の地方移転等を行い、対象事業を行うために固定資産等を取得した場合に、3年度分に限り固定資産税の不均一課税の適用を受けることができることを定めたものとなります。地域再生法に基づき、地方税の課税免除または不均一課税に伴う減収補填措置が行われる場合等を定める省令につきまして、期限が2年延長されたことから、改正の趣旨及び内容にございますとおり、本条例の適用期限を令和10年3月31日まで延長するための改正を行うものでございます。

施行期日につきましては、令和8年4月1日から施行するとしてございます。附則の改正により、令和10年3月31日限りその効力を失うこととなりますが、条例の失効前に特別償却設備を設置した事業者につきましては、同日以後においても、なおその効力を有することと定めております。

説明は以上でございます。ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（正垣耕平）

総務課副課長、目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

よろしくお願いいたします。私からは、承認第5号についてご説明いたします。

86ページをお願いいたします。

承認第5号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第6号、令和7年度上富田町一般会計補正予算（第10号）。

令和8年5月18日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

専決第6号、令和7年度上富田町一般会計補正予算（第10号）。

令和7年度上富田町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。
繰越明許費の補正。

第1条、繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費補正」による。

令和8年3月31日専決、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 繰越明許費補正」。

追加が2件でございます。3款民生費、3項児童福祉費、物価高対応子育て応援手当
給付事業では102万円、6款商工費、1項商工費、スポーツセンター人工芝撤去事業
では4,400万円とそれぞれ定め、合計では4,502万円と定めております。

物価高対応子育て応援手当給付事業につきましては、3月31日までに受付が完了し
なかった対象者分について繰り越すもので、スポーツセンター人工芝撤去事業につきま
しては、人工芝撤去に係る廃棄物処理、分別作業が想定より複雑だったことなどから工期
を延長し、繰り越すものでございます。

以上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（正垣耕平）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

これより審議に入ります。

△日程第16 承認第2号

○議長（正垣耕平）

日程第16 承認第2号、上富田町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を
求める件について質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

ありませんので、これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより承認第2号、上富田町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第17 承認第3号

○議長（正垣耕平）

日程第17 承認第3号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

まず、反対討論の発言を許可します。

反対討論はありませんか。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

専決第4号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。

僅かな世帯ですが、5割軽減、2割軽減の対象者が増え、軽減拡大をすることは必要で、その点は賛成です。しかし、医療保険分の上限を引き上げることは反対です。

小学生以上の子供が3人いて夫婦共に40歳代で、専業主婦で、夫の総所得金額が650万円で、医療保険分が限度額の66万円から67万円に増え、健康保険では使われない新たな負担、子ども・子育て支援金分2万1,300円も増え、後期高齢者支援金分21万2,600円、介護保険分15万3,100円を合わせると合計105万7,

〇〇〇円にもなります。総所得金額から国民健康保険税を引くと、残りは５４４万３，〇〇〇円です。子供が中学校、高校、大学生であれば、この金額で生活するのは厳しいと考えます。他の世帯の保険料を引き上げるほどの所得ではないこのような世帯に、医療保険分の上限を増やすのは問題です。

そのような理由から、この条例に反対します。

以上です。

○議長（正垣耕平）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許可します。

賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

では次に、本件に対する反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

これをもって討論を終了します。

これより承認第３号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（正垣耕平）

起立多数であります。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第１８ 承認第４号

○議長（正垣耕平）

日程第１８ 承認第４号、上富田町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（正垣耕平）

これをもって討論を終了します。

これより承認第4号、上富田町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（正垣耕平）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第19 承認第5号

○議長（正垣耕平）

日程第19 承認第5号、令和7年度上富田町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（正垣耕平）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（正垣耕平）

これをもって討論を終了します。

これより承認第5号、令和7年度上富田町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（正垣耕平）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第２０ 議案第３８号

○議長（正垣耕平）

日程第２０ 議案第３８号、監査委員の選任についてを議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

議案第３８号を説明させていただきます。

議案第３８号、監査委員の選任について。

下記の者を、監査委員に選任したいから、地方自治法第１９６条第１項の規定により、議会の同意を求める。

記。

氏名、松井孝恵。

住所、上富田町市ノ瀬。

生年月日、昭和３９年生まれ。

令和８年５月１８日提出、上富田町長奥田誠。

それでは、選任理由について説明をいたします。

松井孝恵氏は議長経験も積まれており、自治体の財務管理などに詳しい方でございますので、選任同意についてよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（正垣耕平）

お諮りします。

本件については、１１番、松井孝恵君の一身上に関する件であると認められますので、地方自治法第１１７条の規定により、松井孝恵君を除斥したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

異議なしと認めます。

よって、松井孝恵君を除斥することに決しました。

松井孝恵君の退席を求めます。

（松井孝恵議員 退席）

○議長（正垣耕平）

これより本件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（正垣耕平）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（正垣耕平）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第38号、監査委員の選任について同意を求める件を採決します。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（正垣耕平）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時55分

(松井孝恵議員 着席)

再開 午後 1時56分

○議長（正垣耕平）

再開します。

松井孝恵議員の監査委員の選任について同意を求める件は、これに同意されましたので、ご報告いたします。

お諮りします。

お手元に配付していますとおり、総務文教常任委員会、厚生建設常任委員会、議会広報特別委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申出があります。

これらの申出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（正垣耕平）

異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1 時 5 6 分

再開 午後 1 時 5 7 分

○議長（正垣耕平）

再開します。

△追加日程第 1 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

○議長（正垣耕平）

追加日程第 1 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出についてを議題とします。

申出書を事務局長に朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（笠松昭宏）

朗読いたします。

各常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の委員長から、会議規則第 7 5 条の規定により、閉会中の継続調査を要する調査事項についての申出があります。

内容につきましては、お手元に配付したとおりであります。

総務文教常任委員会家根谷美智子委員長より 2 9 項目、厚生建設常任委員会井浜港斗委員長より 2 4 項目、議会広報特別委員会中井照恵委員長より 1 項目、議会運営委員会栗田八郎委員長より 3 項目、以上となっております。

また、2 の目的につきましては所管事務調査、3 につきましては、方法は委員会審査、期間は次期定例会までです。

なお、会議規則第 6 5 条の規定による委員会招集通知書及び第 7 4 条の規定による派遣承認要求書は、後日提出いたします。

以上です。

○議長（正垣耕平）

ただいま朗読しましたとおり、会議規則第 7 5 条の規定により、各委員会から閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（正垣耕平）

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査並びに所管事務調査を行うことに決しました。

以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は全て終了しました。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

令和8年第2回上富田町議会臨時会を閉会するに当たり、お礼のご挨拶を申し上げます。

本臨時会におきましては、正垣耕平議長、中井照恵副議長をはじめ、各常任委員会、特別委員会の構成など、今後の議会運営に関わる重要な事項をご決定いただきました。新たに議長に就任されました正垣議長におかれましては、歴史と伝統ある上富田町議会のリーダーとして、開かれた議会及び議会改革の推進に向け、その手腕を大いに発揮されますことを期待しております。また、各常任委員、特別委員に就任されました各議員におかれましても、本町の発展のためこれまで以上に格別のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

本臨時会に提出いたしました議案などにつきまして、慎重なるご審議をいただき、全てを承認していただきましたこと並びに人事案件として、監査委員に松井孝恵氏を選任同意いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

さて、令和7年度の一般会計、特別会計につきましては、5月31日の出納閉鎖に向け最終的な決算処理を進めているところでございます。一般会計においては、財政調整基金からの繰入れを必要としない見込みですが、本町の財政状況は依然として厳しいものがございます。効率的かつ持続可能な行財政運営を確保するため、今後とも財政の健全化に一層邁進してまいります。監査委員からのご指摘を真摯に受け止め、行財政改革に努めてまいりますので、議員各位におかれましては、引き続きご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

私といたしましても、議会との連携、協調をより深めながら、第5次総合計画に基づき、未来へつながる「明るく豊かで元気なひとづくり、まちづくり」、そして「未来を託す子どもたちが輝くまちづくり」の実現に向け、全力を尽くしてまいります。町民の

皆さんの期待に応えられるよう誠心誠意、行政運営に取り組んでまいりますので、今後とも温かいご指導とご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

△閉 会

○議長（正垣耕平）

お諮りします。

これにて令和８年第２回上富田町議会臨時会を閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

異議なしと認めます。

よって、本臨時会はこれにて閉会することに決しました。

これにて令和８年第２回上富田町議会臨時会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 ２時０３分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

上富田町議会議長 正垣 耕平

上富田町議会臨時議長 榎木 正行

議事録署名議員 山本 賢

議事録署名議員 榎本 修士